

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、千葉市男女共同参画ハーモニー条例（平成14年千葉市条例第34号）の理念に基づき、すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係をいう。

ア 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。

イ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

(2) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする2人の者が、互いをパートナーとし、前号に規定する事項を約することを市長に対して誓うことをいう。

(3) 申告 本市域内へ転入前に、別に定める地方公共団体において、第4条に規定する宣誓に類する行為をし、第8条に規定する証明書及び証明カードに類する書類（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けた2人の者が、当該事実及びパートナーシップを形成していることを市長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

(宣誓の要件)

第3条 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していない者は、宣誓をすることができない。

2 2人の者のいずれも、本市域内に住所を有せず、かつ、本市域内への転入を予定していない場合には、宣誓をすることができない。

3 配偶者のある者は、宣誓をすることができない。

4 共に宣誓をしようとしている者以外の者とパートナーシップを形成している者は、宣誓をすることができない。

5 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない

者同士の間では、宣誓をすることができない。ただし、同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の間においては、この限りでない。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次の各号に掲げるすべての書類を添えて市長に提出するものとする。

（1）住民票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）、マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって住所が記載されているもの

（2）現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により宣誓を行った2人の者（以下「宣誓者」という。）が、いずれも本市域内へ住所を有していない場合には、宣誓書の確認事項欄に記載した転入予定日から14日以内に、本市域内へ転入したことが確認できるもの（住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって住所が記載されているもの）を提出し、又は提示するものとする。

3 宣誓者が本人であるかどうかの確認方法については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第27条の2第1項の規定の例による。

（通称名の使用）

第5条 宣誓には通称名を使用することができる。

（申告の方法）

第6条 申告をしようとする者は、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第2号。以下「申告書」という。）に次の各号に掲げるすべての書類を添えて市長に提出するものとする。

（1）転入前に交付を受けた証明書等類似書類

（2）住民票の写し（申告日前3か月以内に発行されたものに限る。）、マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって別に定める地方公共団体の区域内から本市域内への転入が確認できるもの

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第4条第3項及び前条の規定は、申告をする場合について準用する。この場合において、「宣誓」とあるのは「申告」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定による申告は第4条第1項の規定による宣誓とみなし、申告

した者は、宣誓者とみなすものとする。

(子に関する届出)

第7条 宣誓者は、一方又は双方の未成年の子(実子又は養子に限る。以下「子」という。)の届出をすることができる。

2 子の届出をしようとする者は、子に関する届(様式第3号)を宣誓者の双方で記載し、次に掲げる書類を添え、当該子の親(養子の場合にあつては養親)が市長に提出するものとする。この場合において、15歳以上の子について届出をするときは、事前に当該子の同意を得るものとする。

(1) 子であることを証明する書類

(2) 前号に掲げるもののほか市長が認める書類

3 宣誓者は、前項の規定による届出事項に変更があつた場合は、子に関する届に変更後の事項を確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。

4 宣誓者又は15歳以上の子は、当該子の届出の削除を希望するときは、子に関する届を市長に提出するものとする。

5 前3項の規定により子に関する届を受けたときは、第4条第3項に規定する方法により、本人確認を行うものとする。

(証明書及び証明カードの交付)

第8条 第13条の規定に基づき宣誓書又は申告書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書(様式第4号)により、宣誓者はパートナーシップ宣誓証明書(様式第5号。以下「証明書」という。)及びパートナーシップ宣誓証明カード(様式第6号。以下「証明カード」という。)の交付を、前条の規定により届出をされた子は証明書の交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による交付の申請を受けた場合には、当該申請を行った者に対し、第4条第3項に規定する方法による本人確認を行った上で、証明書及び証明カードを交付するものとする。この場合において、第5条の規定により通称名を使用したときには、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合には、これに準ずるもの)を証明書及び証明カードに記載するものとする。

3 第6条第1項に規定する申告をした場合は、第1項に規定する証明書の交付申請をしたとみなすものとする。

4 市長は、前条第2項の届出を受けている場合は、証明書及び証明カードに当該届出を受けた子の氏名及び生年月日を記載するものとする。

(パートナーシップの変更等及び証明書等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ変更・解消届(様式第7号)により市長に届け出るものとする。この場合に

においては、第4条第3項に規定する本人確認の手続を準用する。

- (1) 住所、氏名その他宣誓又は申告時に提出した書類の記載事項に変更があったとき。この場合においては、変更後の事項を確認できる書類を提出し、又は提示するものとする。
 - (2) パートナーシップが解消されたとき。
 - (3) 双方が本市域外へ転出したとき。
 - (4) 一方が死亡したとき。
 - (5) 宣誓時に提出した書類の確認事項に変更があり、宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- 2 宣誓者は、前項第2号、第3号又は第5号に該当する場合には、交付を受けた証明書及び証明カードを返還するものとする。ただし、国又は地方公共団体の機関への提出等の理由により返還することが困難なときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の届出があった場合において、宣誓者のうちに、同項後段の規定による確認をすることができない者があるときは、当該届出を受領した後遅滞なく、その者に対し、当該届出を受領したことを通知するものとする。
- 4 前項の通知については、戸籍法第27条の2第2項の規定の例による。
- 5 市長は、宣誓者が別に定める地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の首長に対して申告した場合は、第1項の規定により届出がなされ、第2項の規定により証明書及び証明カードが返還されたものとみなすことができる。
- (パートナーシップの無効)

第10条 パートナーシップは、次に掲げる場合に限り、無効とする。

- (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
 - (2) 第3条各項の規定により、宣誓することができない事由が判明したとき。
この場合において、当該パートナーシップは、将来に向かってその効力を失う。
- 2 市長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とするに当たっては、あらかじめ千葉市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とした場合には、宣誓者に交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

(市における宣誓書及び申告書の取扱い)

第11条 市長は、この要綱の規定に基づいて行われた宣誓及び市が交付した証明書の趣旨にのっとり、施策を行わなければならない。

(市民及び事業者への周知)

第12条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づいて行われた宣誓、

申告及び市が交付した証明書の趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めなければならない。

(宣誓書及び申告書の保存期間)

第13条 市長は、宣誓書及び申告書を30年間保存するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

パートナーシップ宣誓書

（あて先）千葉市長

私たちは、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓します。

- ・ 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする 2 人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
 - ・ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

宣 誓 者			
(フリガナ) 氏 名 (自署)			
		(通称名の場合、戸籍上の氏名) ※1	
生年月日		年 月 日	年 月 日
住 所		市 (区) 町村	
連絡先	電話番号	()	()
	メールアドレス	@	@

※1 外国人等の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。通称名を使用して宣誓を行った場合には、証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

なお、宣誓にあたり、次に掲げる事項を確認しました。

確認事項（該当項目に「✓」をつける）			
第 3 条 第 1 項	2 人とも、成年に達している。		☐
	2 人の少なくともいずれか一方が、市内に住所を有している。		☐
第 2 項	いずれも市外 在住の場合	2 人の少なくともいずれか一方が、市内への転入を予定している。 ※2 転入予定先 区 転入予定日 年 月 日	☐
	2 人とも、配偶者がいない。		☐
第 3 項	2 人とも、共に宣誓を行おうとしている者以外の者とのパートナーシップを形成していないこと。		☐
第 4 項	直系血族又は 3 親等内の傍系血族の間でない（養子と養方の傍系血族との関係を除く。）。		☐
	直系姻族の間でない。		☐
	養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属の間でない（要綱第 3 条第 5 項後段に該当する場合を除く。）。		☐

※2 市内に転入したことが分かるもの（転入後に発行された住民票の写し等）を転入予定日から 1 4 日以内に提出し、又は提示してください。

パートナーシップ宣誓継続申告書

（あて先）千葉市長

私たちは、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、転入前の地方公共団体において証明書等類似書類を交付されたこと及び次に掲げる事項を申告します。

- ・ 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
 - ・ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

申 告 者			
(フリガナ) 氏 名 (自署)			
		(通称名の場合、戸籍上の氏名) ※1	
生年月日		年 月 日	年 月 日
住 所		市 (区) 町村	
連絡先	電話番号	()	()
	メールアドレス	@	@

※1 外国人等の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。通称名を使用して申告を行った場合には、証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

なお、申告にあたり、次に掲げる事項を確認しました。

確認事項（該当項目に「✓」をつける）		
第2条	パートナーシップの関係を維持している。	☐
第3条第1項	2人とも、成年に達している。	☐
第2項	2人の少なくともいずれか一方が、市内に住所を有している。	☐
第3項	2人とも、配偶者がいない。	☐
第4項	2人とも、共に申告を行おうとしている者以外の者とのパートナーシップを形成していないこと。	☐
第5項	直系血族又は3親等内の傍系血族の間でない（養子と養方の傍系血族との関係を除く。）。	☐
	直系姻族の間でない。	☐
	養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属の間でない（要綱第3条第5項後段に該当する場合を除く。）。	☐
本申告書に基づき転入前の地方公共団体に申告内容を通知し、及び申告時の提出書類又はその写しを送付することに同意します。		
氏 名 _____ 氏 名 _____		

子に関する届

（あて先）千葉市長

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、子に関する届を提出します。

理由（いずれかに○をしてください。）

（1）子の氏名の記載

（2）子の氏名の削除

（3）その他（

上 記 に 関 す る 子		
（フリガナ） 氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣 誓 者※1 ※2		
（フリガナ） 氏 名		
（通称名の場合、戸籍上の氏名）		
生年月日	年 月 日	年 月 日

届 出 者	
氏 名	

※1 子の氏名の記載の場合には、宣誓者双方が自署してください。
※2 既に宣誓されている方は、パートナーシップ宣誓証明書（様式第5号）及びパートナーシップ宣誓証明カード（様式第6号）を添付して提出してください。

確認事項（該当する□に「✓」をつける）	
子の同意を得ている。※1 5歳以上の子の記載の場合	☐

パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書

（あて先）千葉市長

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カードの交付を申請します。

宣 誓 者		
(フリガナ)		
氏 名		
(通称名の場合、戸籍上の氏名) ※1		
生年月日	年 月 日	年 月 日

※1 通称名を使用している場合には、証明の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

交付を求めるもの（該当する□に「✓」をつける）		
種 別	☐ パートナーシップ宣誓証明書（A 4 判）	☐ パートナーシップ宣誓証明カード※2
必要な数	通	

※2 宣誓証明カードは、宣誓者に限り 1 人 1 枚のみ交付します。宣誓証明カードへの記載は、「窓口に来た者」欄に氏名を記入した宣誓者を「本人」欄に、他の宣誓者を「パートナー」欄に記載します。

窓口に来た者（宣誓者又は届出をされた子のいずれかに限る。）		
住 所	市（区）町村	
氏 名		
連 絡 先	電話番号	()
	メールアドレス	@
証明書の交付を必要とする理由	(証明カードの再交付※3の場合 ☐ 紛失 ☐ 毀損又は汚損)	

※3 宣誓証明カードの再交付は、紛失、毀損等のやむを得ない場合に限りします。

次の事項を確認してください。

確認事項（該当する□に「✓」をつける）			
第 2 条		パートナーシップの関係を維持している。	☐
第 3 条	第 1 項	2 人とも、成年に達している。	☐
	第 2 項	2 人の少なくともいずれか一方が、本市域内に住所を有し、又は本市域内への転入を予定している。	☐
	第 3 項	2 人とも、配偶者がいない。	☐
	第 4 項	2 人とも、パートナー以外の者とのパートナーシップを形成していないこと。	☐
	第 5 項	2 人が、民法第 7 3 4 条から第 7 3 6 条までに規定する婚姻をすることができない間でない（要綱第 3 条第 5 項後段に該当する場合を除く。）。)	☐

パートナーシップ宣誓証明書

氏名	氏名
住所	住所
年 月 日生	年 月 日生
子 氏名	子 氏名
年 月 日生	年 月 日生
宣誓日 年 月 日	

上記両名が、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓したことを証明します。

- ・ 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成する 2 人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
 - ・ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

千葉市は、千葉市男女共同参画ハーモニー条例の理念に基づき、「ハーモニー」の言葉でイメージする、すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会の実現を目指し、取組みを続けて参ります。

千葉市長 ○ ○ ○ ○

※ 本証明書を使用する際には、裏面の注意事項等を参照してください。

様式第5号（第8条関係）

（裏）

注意事項

- 1 この証明書は、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合には、市長に届け出ること。
- （1）住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載に変更があったとき。
 - （2）パートナーシップが解消されたとき。
 - （3）双方が本市域外へ転出したとき。
 - （4）一方が死亡したとき。
 - （5）宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- 3 2（2）、（3）、（5）に該当する場合には、この証明書を市長に返還すること。

この証明書を提示された方へ

千葉市は、千葉市男女共同参画ハーモニー条例の理念に基づき、「ハーモニー」の言葉でイメージする、すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会の実現を目指し、この証明書を発行しています。

市民や事業者のみなさまには、このパートナーシップの趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1 パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係をいいます。

- （1）互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成する2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
- （2）同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

2 パートナーシップ宣誓を受けた際に確認した事項

この証明書は、市長に対してパートナーシップの宣誓を行った2人の者が、下記の事項に該当しないと認めた場合に交付されます。

- （1）配偶者がいないこと。
- （2）パートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
- （3）民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない間でないこと。（要綱第3条第5項後段に該当する場合を除く。）

転入予定について

市内に住所を有せず、転入予定の場合には、右に転入予定日を記載します。

転入予定日

年 月 日

通称名を使用した宣誓について

以下に戸籍上の氏名（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

氏 名		
戸籍上の氏名		

様式第 6 号（第 8 条関係）

（表）

第 号	
パートナーシップ宣誓証明カード	
千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証します。	
宣誓日	交付日
年 月 日	年 月 日
本人	パートナー
氏名	氏名
住所	住所
年 月 日生	年 月 日生
千葉市長 ○○ ○○	

（裏）

注意事項	
1 このカードは、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。	
2 次のいずれかに該当する場合には、市長に届け出ること。	
（1）住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載に変更があったとき。	
（2）パートナーシップが解消されたとき。	
（3）双方が本市域外へ転出したとき。	
（4）一方が死亡したとき。（5）宣誓の要件に該当しなくなったとき。	
戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）	
本人	パートナー
子の氏名	○○ ○○（ 年 月 日）
特記事項	

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

パートナーシップ変更・解消届

（あて先）千葉市長

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 9 条の規定に基づき、以下のとおり変更があったこと又はパートナーシップを解消したことを届け出ます。

宣 誓 日	年 月 日	
-------	-------	--

宣 誓 者		
(フリガナ)		
氏 名		
(通称名の場合、戸籍上の氏名)		
生年月日	年 月 日	年 月 日

窓口に来た者（宣誓者のいずれかに限る。）		
住 所	市（区）町村	
氏 名		
原 因 日	年 月 日	
変更する事項 又は解消した理由 (右のいずれかに「✓」)	☐ 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項の変更※1 変更内容 ☐ パートナーシップの解消※2 ☐ 双方が本市域外へ転出した。※2 ☐ 一方の死亡 ☐ 宣誓の要件に該当しなくなった。※2	
連 絡 先	電話番号	()
	メールアドレス	@

※1 変更後の事項が記載された書類（住民票の写し等（3 か月以内に発行されたもの））を提出してください。
※2 該当する場合は、**パートナーシップ宣誓証明書（様式第 5 号）及びパートナーシップ宣誓証明カード（様式第 6 号）を返還**してください。
注意：宣誓者のうちに、市職員の面前でこの届出を提出したことを確認することができない者があるときは、その者に対し、この届出を受領したことを通知します。